

普通公衆浴場 構造等基準

項 目		基 準	根 拠	
設置場所		既設の普通公衆浴場から 200m以上離れている。 浴場本屋(玄関(客の出入口)、脱衣場、浴室、釜場の部分)の四壁中最近の部分間で測定	条 2-1	
区画		下足場、脱衣室、便所、浴室及び釜場は、それぞれ区画する。	条 3-1-16	
		脱衣室、浴室は男女区別し障壁を設ける(障壁は高さ 1.8m以上)等相互に、かつ、浴場外から見通せない構造とすること	条 3-1-18 (指導)	
照明		入浴者が利用するすべての場所、20 ルクス以上照度を保てる設備	条 3-1-1	
採光		脱衣室、浴室には採光ができるようにする	条 3-1-23	
換気・保温		脱衣室、浴室に換気ができるような開口部や機械設備を設け、室内を適温に保つための必要な設備	条 3-1-24 及び 25	
下足場		入浴者の履物を安全に収納し、又は保管できる設備	条 3-1-17	
便所		脱衣室から利用しやすい場所、男女別に設置	条 3-1-22	
		流水式手洗いの設置		
脱衣室	床面積	内のりで男女各 15 m ² 以上	条 3-1-19	
	床面材質	リノリウム、板等の浸透しない材料	条 3-1-20	
	収納設備	入浴者の衣類その他携帯品を安全に収納又は保管できる設備	条 3-1-21	
洗 場	床面積	内のりで男女各 15 m ² 以上	条 3-1-26	
	床面材質	浸透しない材料、滑りにくい仕上げ	条 3-1-27	
	湯・水栓	浴室の床面積 5 m ² につき、湯栓及び水栓各 1 個以上設け表示すること。清浄な湯水の補給	条 3-1-7 及び 28	
	排水設備	適当な勾配を付け、使用後の湯水を屋外の下水溝等に、完全に排出させる構造	条 3-1-29	
浴 槽		常に満杯を保つこと	条 3-1-7	
		床面積	内のりで男女各 4 m ² 以上(浴槽が複数の場合その合計)	条 3-1-30
		材 質	タイル等耐水材料を用い、浴槽内には、入浴者に直接熱気及び熱湯を接触させない設備	条 3-1-31
		温 度 計	全部の浴槽に設置(入浴者の見やすい位置)	条 3-1-33
		水 風 呂	使用方法、注意書の掲示	指導
		電気風呂	使用方法、注意書の掲示	指導
		温 泉	成分表示、禁忌症及び注意書、加水・加温、循環、入浴剤、消毒の掲示	温泉法 18

ろ過器	ろ過器	十分なる過能力、上流に集毛器設置	条 3-1-35 ア
	ろ材	十分な逆洗ができる又は交換が容易なもの	条 3-1-35 イ
	循環水	打たせ湯又はシャワー等へ再利用しない構造	条 3-1-35 ウ
		浴槽からあふれた湯水を再利用しない構造	条 3-1-35 エ
		誤飲、飛まつ吸引等による事故防止措置が講じられた構造	条 3-1-35 オ
		取入口の吸込み事故防止措置が講じられた構造	条 3-1-35 カ
塩素系薬剤による消毒の実施、遊離残留塩素 0.4mg/l 以上	条 3-1-10 エ		
サウナ室	温度計	適当な位置に設ける（室内、室外とも見える位置）	条 3-1-34（指導）
	床面	清掃が容易にできる構造（排水口が設置されているもの）	指導
	危害防止	蒸気又は熱気の放出口、熱気パイプが利用者に接触しない構造、金属部分も同様の構造	指導
		内部が見渡せる窓、その他の装置を設置 使用方法、注意書の掲示	
その他	釜	浴槽水と上がり湯が混合しない構造	条 3-1-38
	ボイラー等	灰、燃え殻等の飛散防止設備	条 3-1-39
	貯水槽、調節槽	蓋付きとする	条 3-1-36
	貯湯槽	温泉法に規定する温泉を貯留する貯湯槽を使用するときは、次の措置を講ずること。 ・貯湯槽内部の汚れ等の状況について随時点検し、1年に1回以上定期的に清掃及び消毒を行うこと。 ・貯湯槽内部を60℃以上に保つこと。これにより難しい場合は塩素系薬剤による温水の消毒を行うこと ・温泉以外の原湯等を貯留する貯湯槽については、これらの規定を準用する。	条 3-1-9 条 3-1-9 ア 区規 10-1 条 3-1-9 イ 区規 10-2 指導
	洗い場・下水溝	水流を良好にし、汚水を滞留させない	条 3-1-5
	排水溝、排水ます	耐水材料、臭気の発散、汚水の漏出を防ぐ設備を設置	条 3-1-37
	飲料水を設ける場合	飲料水の蛇口に「飲用水」の表示	条 3-1-40
		水道法水質基準に適合すること	
		浴用の貯水槽を経由しないで供給すること	
	屋外の浴槽を設ける場合	屋内の保温部分（脱衣室、浴室）から直接出入りできる構造	条 3-1-32 ア～エ
		屋外には洗い場を設けない	
浴槽及び附帯する通路等は、適当な広さのもの			
男女区別し障壁を設け、相互及び浴場外から見通せない構造			
	汚水を滞留させない構造	条 3-1-5	
その他の設備	入浴機能及び清潔保持を阻害するおそれのある設備を設けないこと	条 3-1-41	

根拠法令等

大田区公衆浴場法施行規則（区規）

大田区公衆浴場の設置場所の配置及び衛生措置等の基準に関する条例（条）

温泉法